

香川県条例第57号

香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 (香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(住居手当) 第6条の3 略</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員で管理者が定めるもの</p> <p>(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので管理者が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>	<p>(住居手当) 第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>第3号において同じ。</u>)を借り受け、家賃(使用料を含む。<u>第3号において同じ。</u>)を支払っている職員で管理者が定めるもの</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。第4号において同じ。)</u>に居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>(3) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員(以下「<u>単身赴任職員</u>」という。)で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので管理者が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>(4) <u>単身赴任職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住しているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</u></p>

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(住居手当) 第8条 略</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員で管理者が定める</p>	<p>(住居手当) 第8条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>第3号において同じ。</u>)を借り受け、家賃(使用料を含む。<u>第3号において同じ。</u>)を支払っている</p>

もの

(2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので管理者が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

職員で管理者が定めるもの

(2) その所有に係る住宅（管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。第4号において同じ。）に居住している職員で世帯主であるもの

(3) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員（以下「単身赴任職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので管理者が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(4) 単身赴任職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住しているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。